

環境白書の発刊に当たって



本年は、京都議定書に定めのない2013年以降の地球温暖化対策を決定するCOP15がデンマーク・コペンハーゲンにおいて開催されるなど、世界の未来を左右するとも言える大きな節目を迎えます。

地球温暖化問題は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムがもたらした人類共通の喫緊の課題です。このかけがえのない美しい地球を未来の子どもたちに引き継ぎ、真に豊かな社会を構築するために、私たち一人ひとりが、意識を変革し、これまでの生活を見直していくことが求められています。

また、現在、米国の金融危機に端を発した世界同時不況が雇用や産業に深刻な影響を及ぼしている中、これまでの経済システムの在り方が大きく見直されており、革新的な環境技術を景気対策に活かし、環境保全と経済発展が両立する持続可能な社会への変革が求められています。

京都府においては、京都議定書の発効を受けて、全国の都道府県に先駆けて、地球温暖化対策に特化した「京都府地球温暖化対策条例」を制定し、府民の皆様とともに、様々な環境対策を進めてまいりましたが、京都議定書誕生の地として誇りと使命感を持ち、それにふさわしい役割に全力を挙げて取り組み、世界に向けて発信していくため、長年にわたり育まれてきた自然と共生する智恵と文化、環境に係る学術や技術を活かして、オール京都の体制で太陽光発電や電気自動車等の普及促進、森林整備等に取り組む「緑のKYOディール推進事業」や「KYOTO地球環境の殿堂」（仮称）の設立など低炭素社会の形成、さらには「産業廃棄物減量・リサイクル推進事業」など循環型社会の形成に向けた取組を積極的に進めることとしております。

この白書は、京都府が推進している低炭素社会・循環型社会の構築、豊かな自然を活かした身近な自然とのふれあい拠点の整備や絶滅のおそれのある野生生物の保全など、多岐にわたる環境保全対策の取組を広く府民の皆様を紹介するとともに、環境の大切さについて今一度見つめ直す契機としていただくために発刊しました。

多くの皆様に御活用いただき、京都の環境に理解を深めていただきますとともに、一緒に環境を守り育てる取組を進めていただく際にお役に立てば幸いです。

平成21年3月

京都府知事 山田 啓二

この白書をご利用の方に

- この白書は、京都府における環境の状況や、府が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等を3部構成でまとめたものです。

○第1部では、本府の環境施策の新たな動きの中から、先進的・重点的な取組を「特集」として取り上げました。

○第2部では、「京都府環境行政を巡る情勢」として、法制度等の動き、市町村の動き及び本府環境施策の概況を紹介しており、環境行政をめぐる情勢の全体像を概観することができます。

○第3部では、「京都府の環境の保全及び創造に関する施策の方向」として、京都府環境基本計画の施策体系に沿って、環境の現状と課題、それに対する取組等を記載しています。

○巻末の資料編に、本府の環境基準の達成状況、調査結果などのデータをまとめて掲載するとともに、「用語集」を設けて、本文中の太字*で表示した専門用語等を解説しています。

- 本書で使用している用語等については、当該箇所特別な用い方をしている場合を除いて、次のとおりです。

○ 府：普通地方公共団体としての京都府及びその管轄する地域をいいます。

○ 年：1月1日から12月31日までの期間をいいます。

○ 年度：4月1日から3月31日までの期間をいいます。

○ 年及び年度の「昭和」及び「平成」は省略しました。

- インターネットでも、環境白書の全文をはじめ、府の環境行政に関する様々な情報を提供しています。併せてご利用ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/>（京と地球(あーす)の環境ホームページ)

(表紙の写真について)



- ① 京の環境を考えるポスターコンクール最優秀賞 木津川市立木津中学校 3年 隅田あすみさん
- ② 平成20年12月13,14日 京都環境フェスティバル2008(京都府総合見本市会館)
- ③ 平成20年12月12日 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車試乗会(京都府庁)

■ 府内では、17年以降、市町村合併が大きく進みました。本書で使用している市町村名については、本文中では時点の記載があるものを除き20年2月現在の、時点の記載がある場合及び資料等については当該時点の市町村名で表記しています。

府内市町村合併状況早見表

～17年3月31日	17年4月1日～	17年10月11日～	18年1月1日～	18年3月1日～	19年3月12日～
39市町村	38市町村	36市町村	30市町村	28市町村	26市町村
京都市	京都市	京都市	京都市	京都市	京都市
福知山市	福知山市	福知山市	福知山市	福知山市	福知山市
舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市
綾部市	綾部市	綾部市	綾部市	綾部市	綾部市
宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市
宮津市	宮津市	宮津市	宮津市	宮津市	宮津市
亀岡市	亀岡市	亀岡市	亀岡市	亀岡市	亀岡市
城陽市	城陽市	城陽市	城陽市	城陽市	城陽市
向日市	向日市	向日市	向日市	向日市	向日市
長岡京市	長岡京市	長岡京市	長岡京市	長岡京市	長岡京市
八幡市	八幡市	八幡市	八幡市	八幡市	八幡市
京田辺市	京田辺市	京田辺市	京田辺市	京田辺市	京田辺市
京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市
大山崎町	大山崎町	大山崎町	大山崎町	大山崎町	大山崎町
久御山町	久御山町	久御山町	久御山町	久御山町	久御山町
井手町	井手町	井手町	井手町	井手町	井手町
宇治田原町	宇治田原町	宇治田原町	宇治田原町	宇治田原町	宇治田原町
山城町	山城町	山城町	山城町	山城町	木津川市
木津町	木津町	木津町	木津町	木津町	木津川市
加茂町	加茂町	加茂町	加茂町	加茂町	木津川市
笠置町	笠置町	笠置町	笠置町	笠置町	笠置町
和束町	和束町	和束町	和束町	和束町	和束町
精華町	精華町	精華町	精華町	精華町	精華町
南山城村	南山城村	南山城村	南山城村	南山城村	南山城村
京北町	京都市	京都市	京都市	京都市	京都市
美山町	美山町	美山町	南丹市	南丹市	南丹市
園部町	園部町	園部町	南丹市	南丹市	南丹市
八木町	八木町	八木町	南丹市	南丹市	南丹市
丹波町	丹波町	京丹波町	京丹波町	京丹波町	京丹波町
日吉町	日吉町	日吉町	南丹市	南丹市	南丹市
瑞穂町	瑞穂町	京丹波町	京丹波町	京丹波町	京丹波町
和知町	和知町	京丹波町	京丹波町	京丹波町	京丹波町
三和町	三和町	三和町	福知山市	福知山市	福知山市
夜久野町	夜久野町	夜久野町	福知山市	福知山市	福知山市
大江町	大江町	大江町	福知山市	福知山市	福知山市
加悦町	加悦町	加悦町	加悦町	与謝野町	与謝野町
岩滝町	岩滝町	岩滝町	岩滝町	与謝野町	与謝野町
伊根町	伊根町	伊根町	伊根町	伊根町	伊根町
野田川町	野田川町	野田川町	野田川町	与謝野町	与謝野町

■ 本書で使用している地域及び地区については、当該箇所特別な使い方をしている場合を除いては、次のとおりです。(21年3月現在)

- 北部地域
 - 〔丹後地域〕 宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町
 - 〔中丹地域〕 福知山市、舞鶴市、綾部市
 - 中部地域
 - 〔亀岡市〕 亀岡市、南丹市、京丹波町
 - 南部地域
 - 〔京都市地域(区域)〕 京都市
 - 〔乙訓地域〕 向日市、長岡京市、大山崎町
 - 〔山城中部地域〕 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
 - 〔相楽地域〕 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
- 山城区域：宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町